

お得意様各位

令和3年9月17日
株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 相続税・財産評価・法人税・消費税・電子申告等プログラムのネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

令和3年以降用相続税申告書・財産評価プログラムが完成しましたのでお知らせいたします。消費税申告書、届出書、法人税申告書(オプション追加別表)も様式変更に対応しました。

ネット更新は、令和3年9月21日10:00より可能です

※昨年よりお知らせしていたとおり、令和3年4月1日以後更新するプログラムは白紙印刷のみの対応となりました。今回更新プログラムの印刷メニュー内において官製用紙指定はなくなっております。ご了承願います。

また、令和3年9月21日のe-Tax更新(法人税申告書)に対応し、電子申告プログラムも更新しました。電子申告システムをお持ちのお客様は、電子申告環境設定の更新作業もあわせて行ってください。※e-Taxソフトについても更新作業が必要です。(P.8参照)

マルチウィンドウ端末におきましてはセキュリティソフトで誤検出されないよう対策を行い、バージョンアップ(V-5.16)しました。財務・税務プログラムをご利用のコンピュータ全台でそれぞれ更新作業をお願いします。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。今後とも倍旧のお引き立てのほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願いいたします。

取扱説明書

・ <https://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO.一覧表 1～2
- ・ マルチウィンドウ端末(V-5.16) インストール方法 3～5
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 6～8
- ・ 相続税申告書 更新内容 9～11
- ・ 財産評価プログラム 更新内容 12
- ・ [オプション]法人税申告書追加別表プログラム 更新内容 13
- ・ 消費税申告書プログラム 更新内容 14
- ・ 届出書セット 更新内容 14
- ・ 電子申告システム 更新内容 15～17

《別紙》相続税申告書システム移行のお願い

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

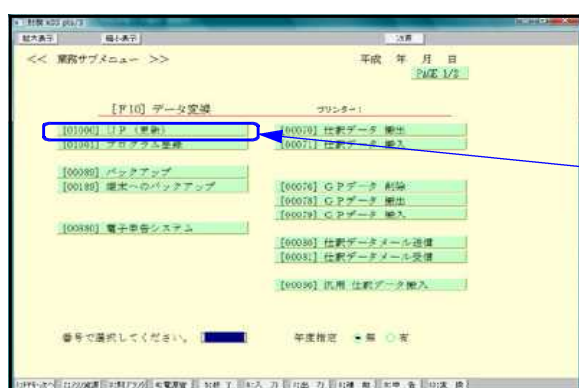
プログラム更新 ○○個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます

*** 以上を読んだら Enter を押してください ***

また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信します。

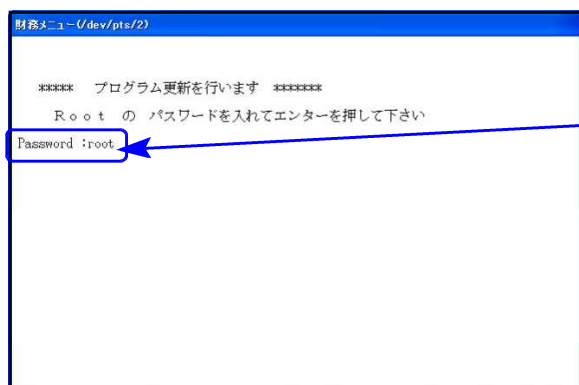
上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行ってください。

サーバーの更新方法



① 初期メニューより **[F10]** データ変換を選択します。**[1000]** UP (更新) を呼び出します。

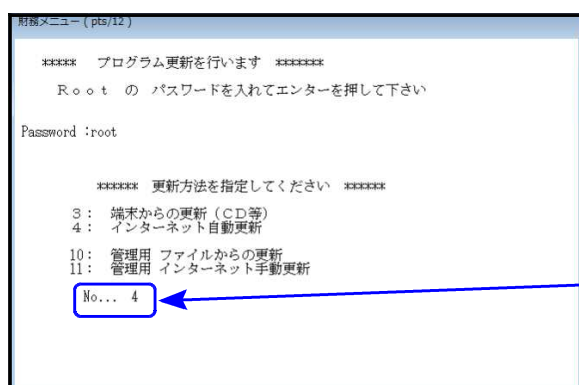
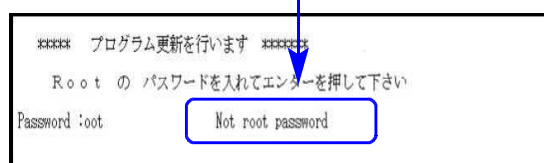
1000 **Enter** を押します。



② 左図の画面を表示します。

Enter を押します。
(rootは入力しません)

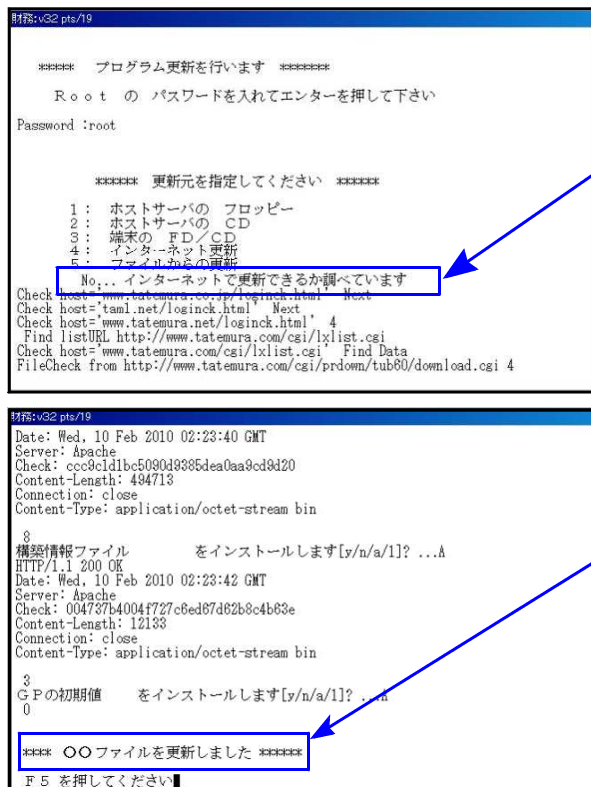
r o o t は消さないようにしてください。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



③ 左図の画面を表示します。

『4』 インターネット自動更新を選択します。

4 **Enter** と押します。



④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ちください。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。

⑦ サーバーを再起動してください。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の 1・2 頁目、**F10** (データ変換) の 1 頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
9 7	GP年度更新	V-6.08	
(110内) 200	*オプション* 法人税申告書追加別表	(110は6.20) V-6.21	特別償却の付表の様式変更に対応しました
120	消費税申告書	V-7.21	軽減税率制度用計算表の文言追加に対応しました
500 510	相続税申告書A " B	V-6.20	令和3年改正に対応しました
530 540	WP版相続税申告書A WP版相続税申告書B	V-6.20	
550	財産評価	V-6.20	
1100	GP申告情報登録	V-6.06	
1110	届出書	V-6.21	適格請求書発行事業者用(6表)を新規追加しました
880	電子申告	V-6.13	・ e-Taxの更新に対応しました ・ 地方税申告書メッセージボックスのお知らせに添付のxmlファイルを見られるよう対応しました (一部不可)

※マルチウィンドウ端末がV-5.16に更新となっています。
各端末においてマルチウィンドウ端末の更新を行ってください。(P.3～P.5)

※電子申告をご利用のコンピュータにおきましては、電子申告環境設定のインストールも行ってください。(P.6～8)

「Windows 10/8」

マルチウィンドウ端末 (V-5.16) インストール方法

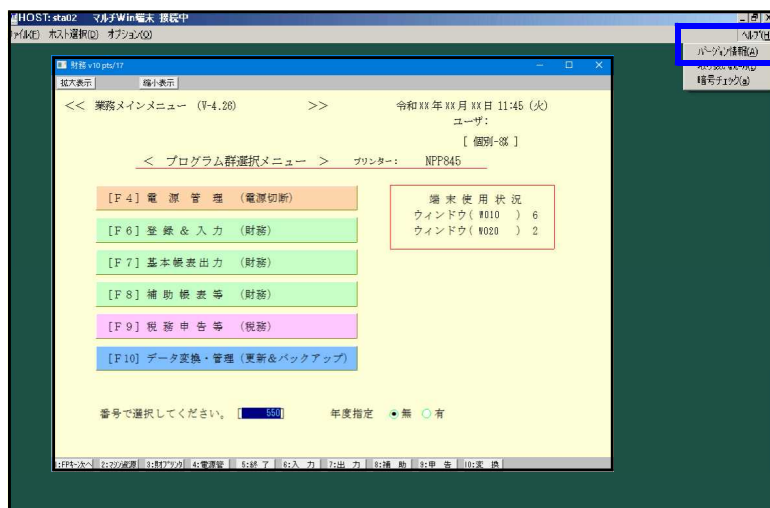
～各端末で確認を行ってください～

21.09

※既にVer5.16に更新済の場合、作業不要※

Ver5.16への更新を行います。既に更新しているコンピュータにつきましては作業不要です。

● マルチウィンドウ端末のバージョン確認方法 ●



画面右上の「ヘルプ」をクリックします。

「バージョン情報」をクリックします。

「V-5.16」なら作業不要です。

V-5.15以下の場合は作業が必要です。



● インストール方法 ●

- ・ インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。(マルチウィンドウ端末も閉じてください。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- ・ 下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。



<https://tatemura.co.jp/>

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。

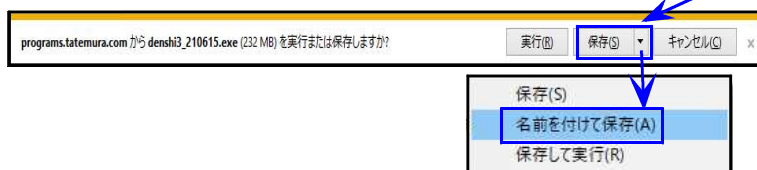


3. 左図の画面が開きます。「ダウンロードはこちらから」をクリックします。



4. 左図の画面を表示します。
下へスクロールしてマルチウィンドウ
端末の『インストール』をクリック
します。

- ・ Internet Explorerの場合 → 5. へ
- ・ Microsoft Edgeの場合 → 6. へ



5. Internet Explorerの場合
画面下に左下図を表示します。
「保存」横の▼をクリックして、
「名前を付けて保存」を選択します。

※保存場所指定画面が出ますので、
デスクトップに指定します。



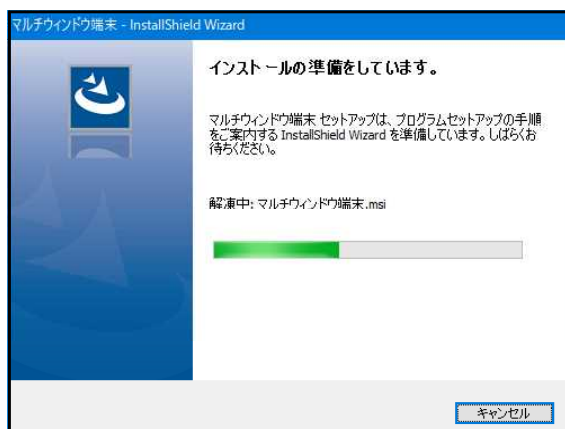
保存が完了すると、左図の画面を表示
します。

「実行」を選択してください。 → 7. へ



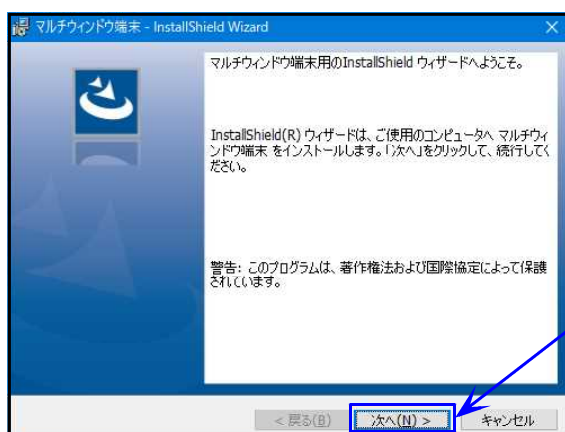
6. Microsoft Edgeの場合
「インストール」を右クリック後、
ダウンロードフォルダに保存が完了
すると、左図を表示します。

「ファイルを開く」をクリックします。
→ 7. へ



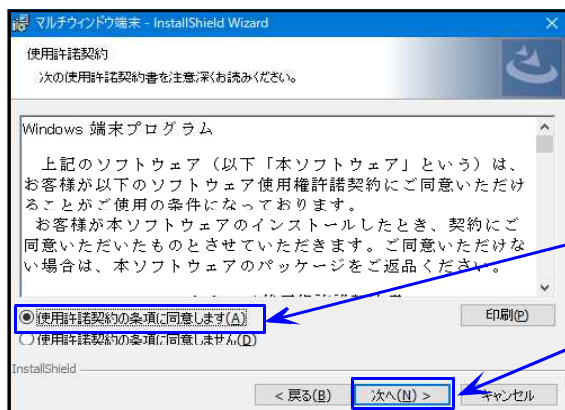
7. 左図の画面を表示します。

8. の画面を表示するまでしばらく
お待ちください。



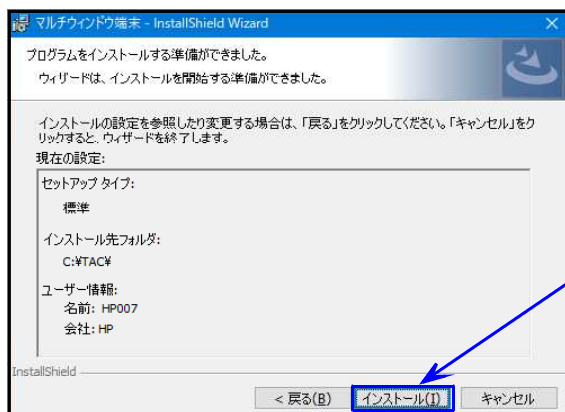
8. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



9. 左図の画面を表示します。

使用許諾契約書をお読みいただき、「同意します」に●を付け替えた後、「次へ」をクリックします。



10. 左図の画面を表示します。

「インストール」をクリックします。

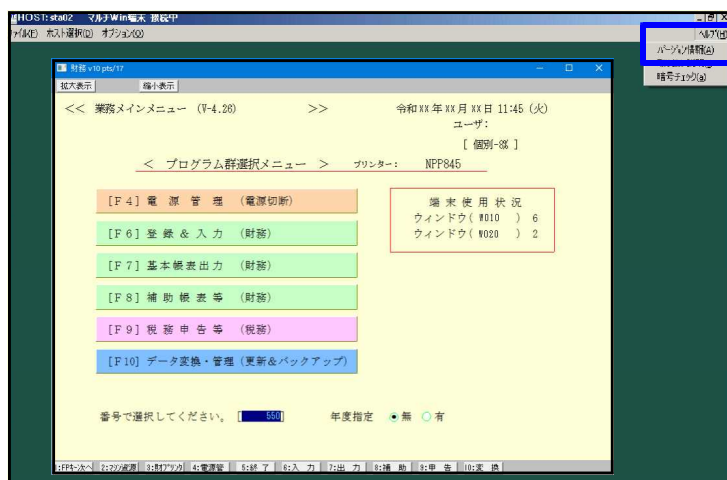
更新作業が始まります。
そのままお待ちください。



11. 更新作業が完了すると、左図の画面を表示します。

「完了」をクリックします。

※デスクトップへ保存した場合、
デスクトップの
「multi-516setup.exe」は削除します。



12. パソコンを再起動後、マルチウィンドウ端末のバージョンを確認します。

画面右上の「ヘルプ」をクリック。

↓
「バージョン情報」をクリック。

↓
「V-5.16」になったことを確認します。



● 電子申告を行っていないパソコンの場合⇒更新作業は以上で終わりです。

● 電子申告ご利用のパソコンの場合

⇒「電子申告環境設定」インストールも引き続き行ってください。

- ・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。（マルチウィンドウ端末も閉じます。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- ・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。



https://tatemura.co.jp/

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。



3. 左図の画面が開きます。
「ダウンロードはこちらから」をクリックします。

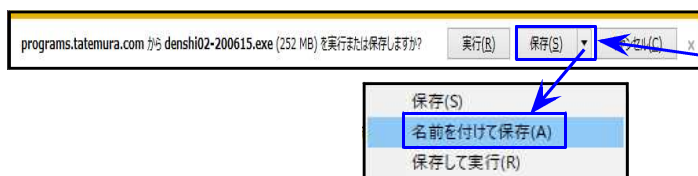


4. 電子申告の環境設定をインストールします。

左図ダウンロードページの
国税・地方税電子申告システム環境設定の
『インストール』をクリックします。

- ・Internet Explorerの場合 → 5.へ
- ・Microsoft Edgeの場合 → 6.へ

5. Internet Explorerの場合
画面下に左図を表示します。



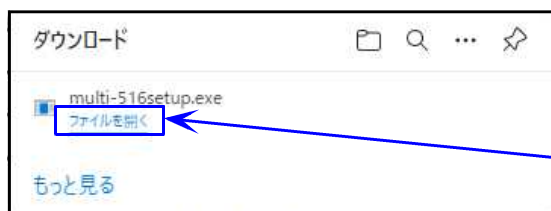
保存 横の▼をクリックして、
「名前を付けて保存」を選択します。

※保存場所指定画面が出ますので、
デスクトップに指定します。



保存が完了すると、左図の画面を表示
します。

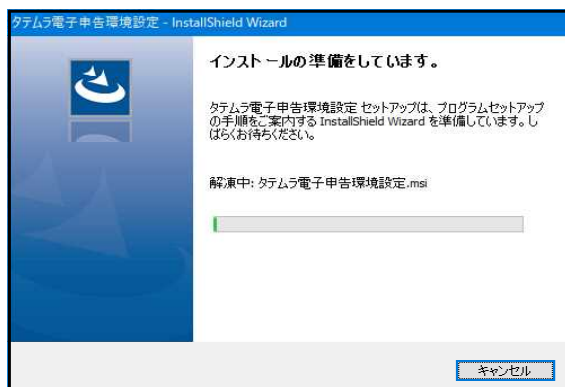
実行 を選択してください。 → 7.へ



6. Microsoft Edgeの場合

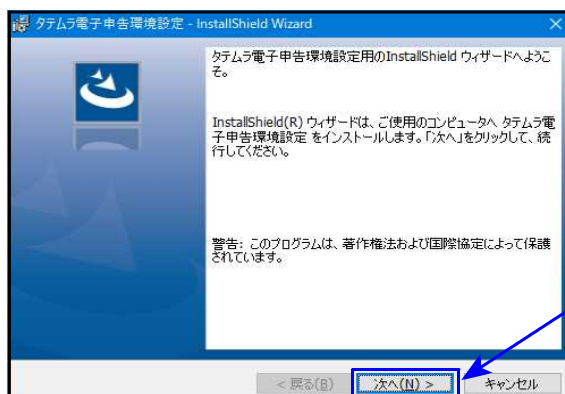
[インストール]を右クリック後、ダウンロードフォルダに保存が完了すると、左図を表示します。

[ファイルを開く]をクリックします。
→ 7.へ



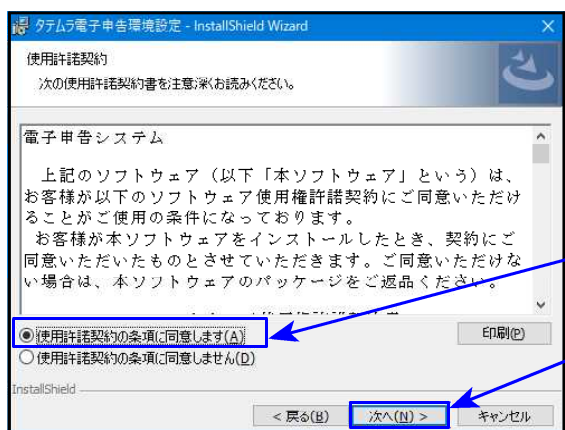
7. 左図の画面を表示します。

8. の画面を表示するまでしばらくお待ちください。



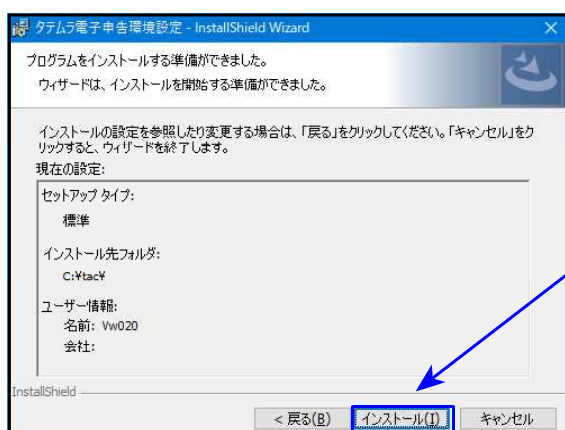
8. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



9. 左図の画面を表示します。

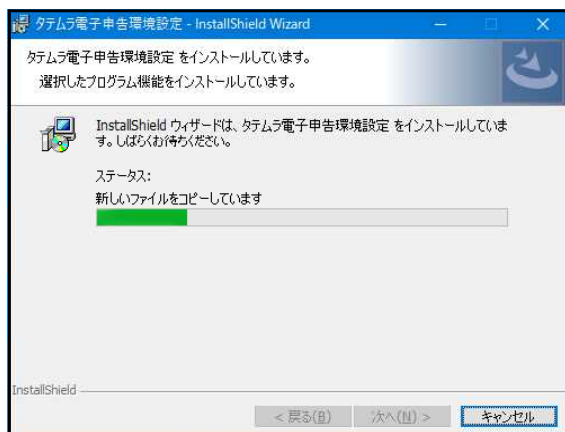
使用許諾契約書をお読みいただき、「同意します」に●を付け替えた後、「次へ」をクリックします



10. 左図の画面を表示します。

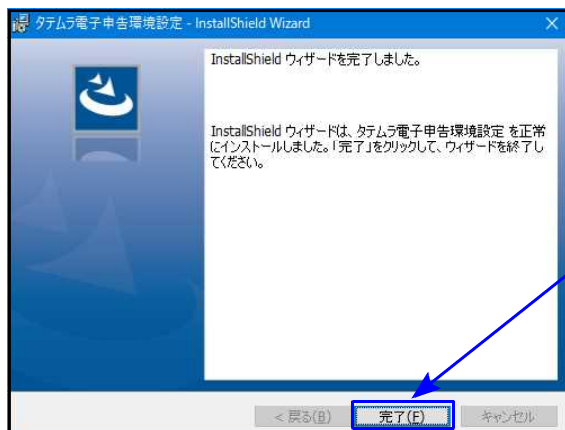
「インストール」をクリックします。

※ご利用の環境によっては、**インストール** クリック後、次の画面に変わるまで数分間無反応状態に見えることがありますが、再クリックはせずにそのままお待ちください。



11. 更新作業が始まります。

12. の画面を表示するまで
そのままお待ちください。



12. 「セットアップの完了」と表示
したら、「完了」をクリックします。

※デスクトップへ保存した場合、
デスクトップの
「denshi03-210921.exe」は削除します。

以上で更新作業は終了です。

※e-Taxソフトの更新も行ってください。

e-Taxソフトの更新が必要です

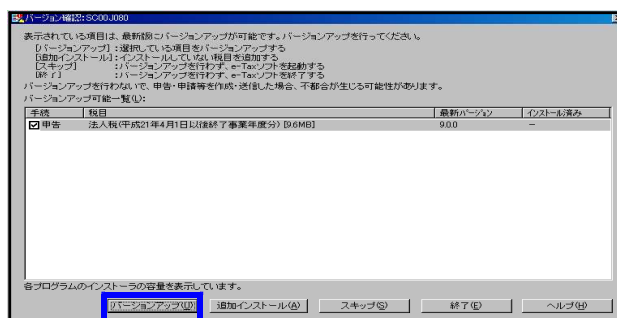
令和3年9月21日にe-Taxのバージョンアップがあります。
弊社電子申告ソフトの更新と一緒にe-Taxソフトの更新作業も行っていただきますよう
お願いします。

以下の方法でバージョンアップしてください。

1. デスクトップ上のe-Taxソフト
のアイコンをダブルクリック。



2. インターネット接続をOK→国税庁からの
お知らせをOK、にして進みます。



3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従って
バージョンアップ作業をお願いいたします。

※昨年よりお知らせしていたとおり、令和3年4月1日以後更新するプログラムは白紙印刷のみの対応となりました。今回更新プログラムの印刷メニュー内において官製用紙指定はなくなっております。ご了承ください。

● 令和3年改正に対応しました

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第1表及び(続)、第4表、第4表の付表、第6表、第13表、第14表、修正申告書第1表及び(続)

第1表及び(続)

修正第1表及び(続)

令和3年度税制改正により税務関係書類における押印義務の見直しが行われ、「印」「押印」が削除となり、共同申告しない相続人等であることを明示するための欄が設けられました。

共同申告しない相続人等の場合は、
第1表は[相続人登録]・修正申告書第1表は[申告書入力]画面にある
『参考記載』を1. あり、としてください。

印刷時、「参考」を○で囲みます。

(注)「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱われません。別途作成・提出が必要です。

相続人登録リスト		ユーザーコード: 1
フリガナ	コタノイ 知	生年月日
被相続人氏名	国税 太郎	年 齢
住 所	埼玉県春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	職 業
相続人N〇.	*1	2
フリガナ	コタノイ 知	コタノイ 伊知
氏 名	国税 花子	国税 一郎

相続人登録リストでは
相続人氏名の横に印字
します。

[500]相続税申告書プログラムでは、第1表・修正申告書第1表は申告書入力画面に共同して
申告書を提出しない相続人等も含めた、全ての相続人等の氏名や金額を記載する方法となります。

2人以上の相続人等がいて、「共同申告する方のみ」「単独で申告する方のみ」を記載して第1表・
修正申告書第1表を作成する場合は、[530]WP版相続税申告書プログラムをご利用ください。

記載方法につきましては、国税庁ホームページ等でご確認ください。

(参考)

相続税の申告のしかた (令和3年分用)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2021/index.htm>

複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 (リーフレット)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/0020012-133.pdf>

第4表

第4表の付表

令和3年4月以降様式が変わり、説明文と項目名が変更となっています。また、第4表の付表は
注意書きも変更となっています。 ※計算の変更はありません。

相続税額の加算金額の計算書		被相続人
この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の直系（代襲して相続人となつた直系尊属を除く）に属する相続人等（以下「相続人等」という。）の相続税額を算出するための表です。第4表の付表を付記します。		
① 相続時特種清算課税第20条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した財産（以下「管理残額」という。）の金額		
② 相続時特種清算課税第20条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した財産（以下「管理残額」という。）の金額		
③ ①と②の合計額		
④ ③の金額から、第4表の付表の①の金額を控除した金額		
⑤ ④の金額から、第4表の付表の②の金額を控除した金額		
⑥ ⑤の金額から、第4表の付表の③の金額を控除した金額		
⑦ ⑥の金額から、第4表の付表の④の金額を控除した金額		
⑧ ⑦の金額から、第4表の付表の⑤の金額を控除した金額		
⑨ ⑧の金額から、第4表の付表の⑥の金額を控除した金額		
⑩ ⑨の金額から、第4表の付表の⑦の金額を控除した金額		
⑪ ⑩の金額から、第4表の付表の⑧の金額を控除した金額		
⑫ ⑪の金額から、第4表の付表の⑨の金額を控除した金額		
⑬ ⑫の金額から、第4表の付表の⑩の金額を控除した金額		
⑭ ⑬の金額から、第4表の付表の⑪の金額を控除した金額		
⑮ ⑭の金額から、第4表の付表の⑫の金額を控除した金額		
⑯ ⑮の金額から、第4表の付表の⑬の金額を控除した金額		
⑰ ⑯の金額から、第4表の付表の⑭の金額を控除した金額		
⑱ ⑰の金額から、第4表の付表の⑮の金額を控除した金額		
⑲ ⑱の金額から、第4表の付表の⑯の金額を控除した金額		
⑳ ⑲の金額から、第4表の付表の⑰の金額を控除した金額		
㉑ ㉑の金額から、第4表の付表の⑱の金額を控除した金額		
㉒ ㉒の金額から、第4表の付表の㉑の金額を控除した金額		
㉓ ㉓の金額から、第4表の付表の㉒の金額を控除した金額		
㉔ ㉔の金額から、第4表の付表の㉓の金額を控除した金額		
㉕ ㉕の金額から、第4表の付表の㉔の金額を控除した金額		
㉖ ㉖の金額から、第4表の付表の㉕の金額を控除した金額		
㉗ ㉗の金額から、第4表の付表の㉖の金額を控除した金額		
㉘ ㉘の金額から、第4表の付表の㉗の金額を控除した金額		
㉙ ㉙の金額から、第4表の付表の㉘の金額を控除した金額		
㉚ ㉚の金額から、第4表の付表の㉙の金額を控除した金額		
㉛ ㉛の金額から、第4表の付表の㉚の金額を控除した金額		
㉜ ㉜の金額から、第4表の付表の㉛の金額を控除した金額		
㉝ ㉝の金額から、第4表の付表の㉜の金額を控除した金額		
㉞ ㉞の金額から、第4表の付表の㉝の金額を控除した金額		
㉟ ㉟の金額から、第4表の付表の㉞の金額を控除した金額		
㊱ ㊱の金額から、第4表の付表の㉟の金額を控除した金額		
㊲ ㊲の金額から、第4表の付表の㊱の金額を控除した金額		
㊳ ㊳の金額から、第4表の付表の㊲の金額を控除した金額		
㊴ ㊴の金額から、第4表の付表の㊳の金額を控除した金額		
㊵ ㊵の金額から、第4表の付表の㊴の金額を控除した金額		
㊶ ㊶の金額から、第4表の付表の㊵の金額を控除した金額		
㊷ ㊷の金額から、第4表の付表の㊶の金額を控除した金額		
㊸ ㊸の金額から、第4表の付表の㊷の金額を控除した金額		
㊹ ㊹の金額から、第4表の付表の㊸の金額を控除した金額		
㊺ ㊺の金額から、第4表の付表の㊹の金額を控除した金額		
㊻ ㊻の金額から、第4表の付表の㊺の金額を控除した金額		
㊼ ㊼の金額から、第4表の付表の㊻の金額を控除した金額		
㊽ ㊽の金額から、第4表の付表の㊼の金額を控除した金額		
㊾ ㊾の金額から、第4表の付表の㊽の金額を控除した金額		
㊿ ㊿の金額から、第4表の付表の㊾の金額を控除した金額		

相続税額の加算金額の計算書付表		被相続人
1 遺産分割第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額がある場合 この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の直系（代襲して相続人となつた直系尊属を除く）に属する相続人等（以下「相続人等」という。）の相続税額を算出するための表です。第4表の付表を付記します。		
① 遺産分割第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した財産（以下「管理残額」という。）の金額		
② 遺産分割第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した財産（以下「管理残額」という。）の金額		
③ ①と②の合計額		
④ ③の金額から、第4表の付表の①の金額を控除した金額		
⑤ ④の金額から、第4表の付表の②の金額を控除した金額		
⑥ ⑤の金額から、第4表の付表の③の金額を控除した金額		
⑦ ⑥の金額から、第4表の付表の④の金額を控除した金額		
⑧ ⑦の金額から、第4表の付表の⑤の金額を控除した金額		
⑨ ⑧の金額から、第4表の付表の⑥の金額を控除した金額		
⑩ ⑨の金額から、第4表の付表の⑦の金額を控除した金額		
⑪ ⑩の金額から、第4表の付表の⑧の金額を控除した金額		
⑫ ⑪の金額から、第4表の付表の⑨の金額を控除した金額		
⑬ ⑫の金額から、第4表の付表の⑩の金額を控除した金額		
⑭ ⑬の金額から、第4表の付表の⑪の金額を控除した金額		
⑮ ⑭の金額から、第4表の付表の⑫の金額を控除した金額		
⑯ ⑮の金額から、第4表の付表の⑬の金額を控除した金額		
⑰ ⑯の金額から、第4表の付表の⑭の金額を控除した金額		
⑱ ⑰の金額から、第4表の付表の⑮の金額を控除した金額		
⑲ ⑲の金額から、第4表の付表の⑯の金額を控除した金額		
⑳ ⑳の金額から、第4表の付表の⑰の金額を控除した金額		
㉑ ㉑の金額から、第4表の付表の⑱の金額を控除した金額		
㉒ ㉒の金額から、第4表の付表の㉑の金額を控除した金額		
㉓ ㉓の金額から、第4表の付表の㉒の金額を控除した金額		
㉔ ㉔の金額から、第4表の付表の㉓の金額を控除した金額		
㉕ ㉕の金額から、第4表の付表の㉔の金額を控除した金額		
㉖ ㉖の金額から、第4表の付表の㉕の金額を控除した金額		
㉗ ㉗の金額から、第4表の付表の㉖の金額を控除した金額		
㉘ ㉘の金額から、第4表の付表の㉗の金額を控除した金額		
㉙ ㉙の金額から、第4表の付表の㉘の金額を控除した金額		
㉚ ㉚の金額から、第4表の付表の㉙の金額を控除した金額		
㉛ ㉛の金額から、第4表の付表の㉚の金額を控除した金額		
㉜ ㉜の金額から、第4表の付表の㉛の金額を控除した金額		
㉝ ㉝の金額から、第4表の付表の㉜の金額を控除した金額		
㉞ ㉞の金額から、第4表の付表の㉝の金額を控除した金額		
㉟ ㉟の金額から、第4表の付表の㉞の金額を控除した金額		
㊱ ㊱の金額から、第4表の付表の㉟の金額を控除した金額		
㊲ ㊲の金額から、第4表の付表の㊱の金額を控除した金額		
㊳ ㊳の金額から、第4表の付表の㊲の金額を控除した金額		
㊴ ㊴の金額から、第4表の付表の㊳の金額を控除した金額		
㊵ ㊵の金額から、第4表の付表の㊴の金額を控除した金額		
㊶ ㊶の金額から、第4表の付表の㊵の金額を控除した金額		
㊷ ㊷の金額から、第4表の付表の㊶の金額を控除した金額		
㊸ ㊸の金額から、第4表の付表の㊷の金額を控除した金額		
㊹ ㊹の金額から、第4表の付表の㊸の金額を控除した金額		
㊺ ㊺の金額から、第4表の付表の㊹の金額を控除した金額		
㊻ ㊻の金額から、第4表の付表の㊺の金額を控除した金額		
㊼ ㊼の金額から、第4表の付表の㊻の金額を控除した金額		
㊽ ㊽の金額から、第4表の付表の㊼の金額を控除した金額		
㊾ ㊾の金額から、第4表の付表の㊽の金額を控除した金額		
㊿ ㊿の金額から、第4表の付表の㊾の金額を控除した金額		

★相続開始が1月～3月の場合★

第4表と第4表の付表印刷は
令和2年プログラムで行って
ください。

当プログラムでは2つの様式を持てず、令和3年プログラムは令和3年4月分以降用様式のみ対応
しています。相続開始が1月～3月の場合、第4表と第4表の付表の印刷は令和2年プログラム
で行っていただきますようお願いします。

番号で選択してください。 [500]	年度指定 ☐ 無 ☒ 有
データーの年度 令和 3 年	
プログラム年度 令和 3 年	
2:マツリ資源 3:マツリツカ 4:電源管 5:終了 6:入力 7:	令和 3 年 令和 3 年 令和 2 年 令和 1 年

[500][*]または年度指定有を
クリックし、
プログラム年度を [令和2年]
で指定し、印刷してください。

第6表

未成年者控除の注記に、令和4年4月1日以降は「18歳」に変わることが明記されました。

未成年者控除額の計算書						被相続人
1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳 ^(注) にならない人がいる場合に記入します。)						
未成年者の氏名						計
年 齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額	②	10万円×(20歳 ^(注) - 歳)	10万円×(20歳 ^(注) - 歳)	10万円×(20歳 ^(注) - 歳)	10万円×(20歳 ^(注) - 歳)	円
	=	0,000円	=	0,000円	=	0,000円
未成年者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)又は(⑨+⑩-⑬)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 令和4年4月1日以降は、「18歳」となります。 2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑬」欄に転記します。 4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						

第6表(平成27年分以降用)

第13表

債務の明細の説明文に、特別寄与料についての説明が追加されました。

債務及び葬式費用の明細書						被相続人
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。) なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。						
債 務 の 明 細					負担することが確定した債務	
種 類	細 目	債 権 者		発生年月日 弁済期限	金 額	負担する人 の 氏 名
		氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地			
				・ ・	円	
				・ ・		
				・ ・		

第13表(令和2年4月分以降用)

第14表

注記の項番号が変更となりました。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額 出資特分の定めのない法人などに遺贈した財産 特定の公益法人などに寄附した相続財産・ 特定公益信託のために支出した相続財産 の明細書				被相続人
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細				
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。				
(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。				
番	贈与を受けた	贈 与	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細	② ①の価額の
				③ 相続税の課

第14表(令和2年4月分)

● 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 第2表

「都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価」の補正率表改正に対応しました。

補正率計算表

都市計画道路予定地の補正率の計算

容積率 300%

都市計画道路予定地部分の地積 50㎡

地積割合 18%

総地積 300㎡

補正率 0.94

補正率の
自動算出
で使用

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未 満	700%以 上	300%未 満	300%以 上 400%未 満	400%以 上 500%未 満	500%以 上	200%未 満	200%以 上 300%未 満	300%以 上
30%未 満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上 60%未 満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

の部分が
変更になりました。

● 取引相場のない株式の評価明細書
所得税法基本通達59-6(2)の規定に従って「小会社」に該当するものとして評価する場合

判 定 基 準									
㊦ 直前期末の総資産価額及び直前期末以前 1 年間の従業員数に応ずる区分				㊦ 直前期末以前 1 年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分		
総資産価額			従業員数	取引金額					
卸 売 業	小 売 業・サービス業	そ の 他		卸 売 業	小 売 業・サービス業	そ の 他			
■ 20億円以上	■ 15億円以上	■ 15億円以上	■ 35人超	■ 30億円以上	■ 20億円以上	■ 15億円以上	■ 大会社		
■ 4億円以上 20億円未満	■ 5億円以上 15億円未満	■ 5億円以上 15億円未満	■ 35人超	■ 7億円以上 30億円未満	■ 5億円以上 20億円未満	■ 4億円以上 15億円未満	■ 0.90	中 会 社	3
■ 2億円以上 4億円未満	■ 2億5,000万円以上 5億円未満	■ 2億5,000万円以上 5億円未満	■ 20人超 35人以下	■ 3億5,000万円以上 7億円未満	■ 2億5,000万円以上 5億円未満	■ 2億円以上 4億円未満	■ 0.75		
■ 7,000万円以上 2億円未満	■ 4,000万円以上 2億5,000万円未満	■ 5,000万円以上 2億5,000万円未満	■ 5人超 20人以下	■ 2億円以上 3億5,000万円未満	■ 6,000万円以上 2億5,000万円未満	■ 8,000万円以上 2億円未満	■ 0.60		
■ 7,000万円未満	■ 4,000万円未満	■ 5,000万円未満	■ 5人以下	■ 2億円未満	■ 6,000万円未満	■ 8,000万円未満	■ 小会社		

1. 横(注)の枠に入る評価額の参考事項

L割合を小会社とする↑

弊社プログラムは第3表とともに第4表の斟酌割合も小会社の0.5で計算していましたが、会社規模に応じた斟酌割合で計算することが国税庁より示されましたので、計算対応を行いました。

● 特別償却の付表の様式変更に対応しました。

特別償却の付表(二)

追加 →

項目名変更 →

中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の6①、68の11①、旧措法42の6①、68の11①）		事業年度又は連結事業年度	令和	・	・	・	法人名	()
特定機械装置等の区分	1	42条の6第1項()号 68条の11第1項()号 旧42条の6第1項()号 旧68条の11第1項()号						
事業の種類	2							
(機械・装置の耐用年数表の番号)	3	()	()	()	()	()	()	()
特定機械装置等の種類等	4							
特定機械装置等の名称	5							

特別償却の付表(二)

特別償却の付表(八)

[1] 特別償却の種類項目が削除となり、番号が繰り上がりました。

追加 →

項目名変更 →

中小企業者等又は中小連結法人が取得した特定経営力向上設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の12の4①、68の15の5①、旧措法42の12の4①、68の15の5①）		事業年度又は連結事業年度	令和	・	・	・	法人名	()
事業の種類	1							
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()	()	()	()	()
特定経営力向上設備等の種類等	3							
特定経営力向上設備等の名称	4							
主務大臣の認定を受けた年月日	12							
経営力向上設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項	13							
収益力強化設備又はデジタル化設備に該当する旨の確認を受けた年月日	14							
収益力強化設備又はデジタル化設備に該当する旨の確認書の番号	15							
主として電気の販売を行うために取得等をする事業用機器等の名称	16	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当

特別償却の付表(八)

特別償却の付表(二十)

項目名変更 →

選択項目削除
文字入力欄になりました

項目名変更 →

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法45の2①②③、68の29①②③）		事業年度又は連結事業年度	令和	・	・	・	法人名	()
医療用機器等の区分	1	45条の2第()項 68条の29第()項						
事業の種類	2							
(機械・装置の耐用年数表の番号)	3	()	()	()	()	()	()	()
医療用機器等の種類等	4							
医療用機器等の名称	5							
(指定告示番号) (別表番号、該当の項及び号)	13	()	()	()	()	()	()	()
事業の用に供した	14							

特別償却の付表(二十)

下記3表の様式変更（転記先表示追加）に対応しました。

付表1-3、付表2-3、付表4-3の表示が追加となりました。※入力や計算式等の変更はありません。

●[31] 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表

軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用 [売上区分用]

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (㉔合計+㉕)	⑩	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑩-1D欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑩-1D欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の⑩-1A欄へ ※付表4-3を使用する場合は、付表4-3の⑩-1A欄へ	円
に 係 る 引	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (㉖合計+㉗)	⑪	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑪-1E欄へ ※付表4-1を使用する場合は、付表4-1の⑪-1E欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の⑪-1B欄へ ※付表4-3を使用する場合は、付表4-3の⑪-1B欄へ	

●[32] 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表

小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用 [売上区分用]

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (㉔合計+㉕)	⑫	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑫-1D欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の⑫-1A欄へ	円
に 係 る 引	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (㉖合計+㉗)	⑬	※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の⑬-1E欄へ ※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の⑬-1B欄へ	

●[33] 課税仕入れ等の税額の計算表

小売等軽減売上割合を使用する課税期間用 [仕入区分用]

全事業に係る課税取引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (㉘合計±㉙+㉚)	⑭	※付表2-1を使用する場合は、付表2-1の⑭-D欄へ ※付表2-3を使用する場合は、付表2-3の⑭-A欄へ	円
に 係 る 引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (㉘合計±㉙+㉚)	⑮	※付表2-1を使用する場合は、付表2-1の⑮-E欄へ ※付表2-3を使用する場合は、付表2-3の⑮-B欄へ	

適格請求書発行事業者用届出書を新規追加しました。

[入力メニュー]

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
- ・適格請求書発行事業者の死亡届出書

<適格請求書発行事業者>	
301:登録申請書(国内)	
302: //	(次葉)
303:登載事項変更届出書	
304: //	(次葉)
305:登録取消し届出書	
306:死亡届出書	

※「適格請求書発行事業者」の登録申請受付開始は令和3年10月1日です。

【 国税 】 e-Tax更新に伴い、弊社電子申告システムも対応しました。

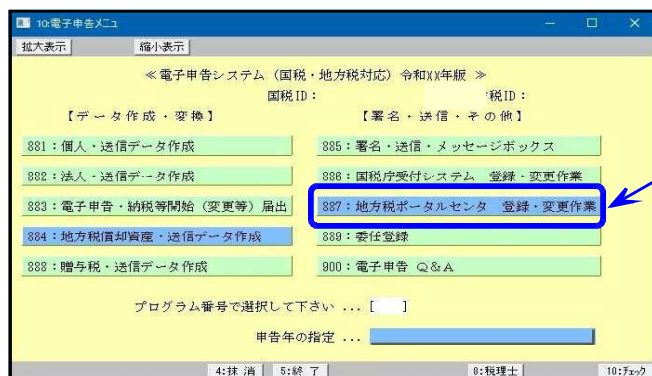
法人税申告書のe-Tax受付が、別表16(6)・別表16(9)・別表10(7)・特別償却の付表以外、できるようになりました。

※別表16(6)・別表16(9)・別表10(7)・特別償却の付表につきましては
令和4年1月のe-Tax更新で受付開始予定です。

【地方税】メッセージボックスの「プレ申告データに関するお知らせ」をみられるよう対応しました。

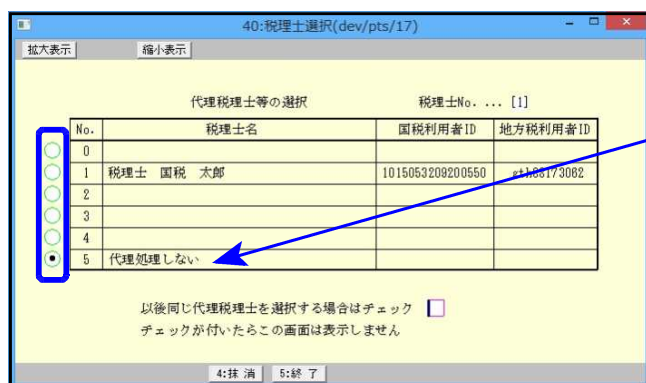
プレ申告データに関するお知らせの確認方法

メッセージボックスに送信された「プレ申告データに関するお知らせ」を、顧問先のIDでログインして表示します。



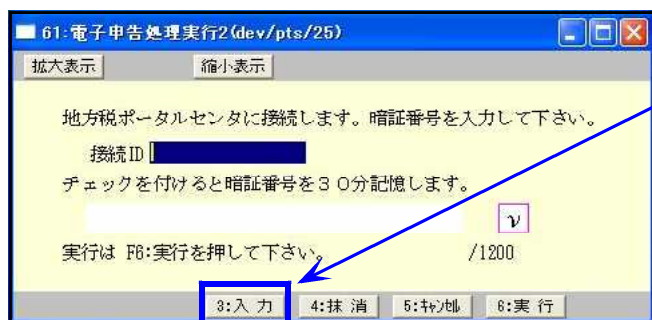
1. 「地方税ポータルセンタ 登録・変更作業」を選択します。

887: 地方税ポータルセンタ登録・変更作業
をクリック
または **887** **Enter** を押します。



2. 左図の画面を表示します。

「代理処理しない」を選択します。



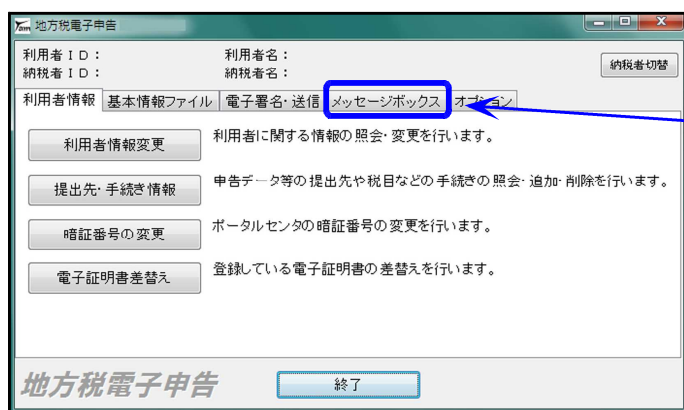
3. 左図を表示します。

入力 (F3) を押します。

↓
接続ID欄にカーソルが移動しますので、顧問先の利用IDを入力します。

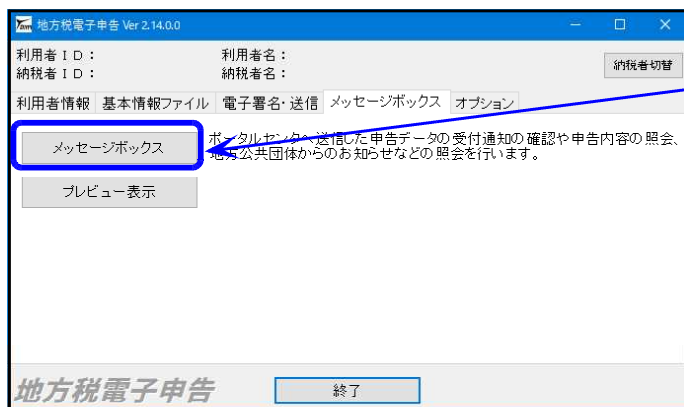
↓
利用者IDに対する仮暗証番号を入力し、**Enter** を押します。

↓
実行 (F6) を押します。



4. 左図を表示します。

[メッセージボックス]タブをクリックします。

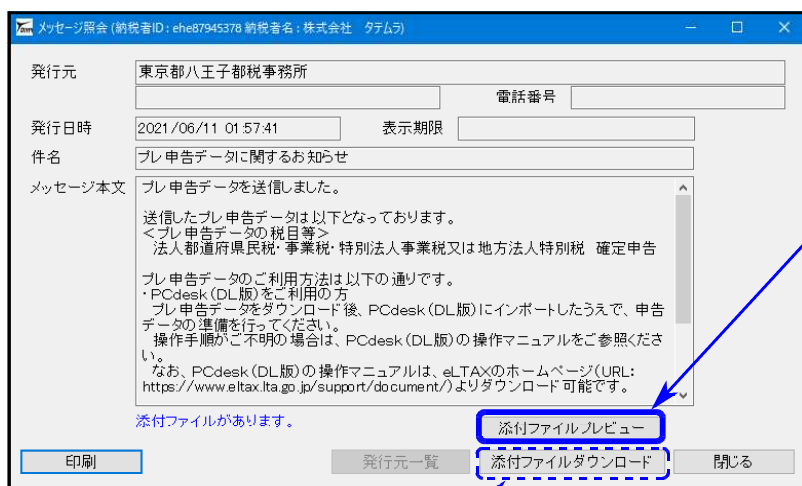


5. **メッセージボックス** をクリックします。



6. 「プレ申告データに関するお知らせ」をクリックします。

7. **選択したメッセージの内容を表示する** をクリックします。



8. 左図の画面を表示します。

添付ファイルプレビュー をクリックします。
→ 9. へ

プレ申告データ以外の場合

- ・添付ファイルダウンロードをクリックして保存してください。
- ・名前を付けて保存でファイルをデスクトップ等に保存します。
- ・画面を閉じて、プレビュー表示から確認します。
※次頁「その他のお知らせの確認方法」を参照ください。
- ・お知らせが表示できない内容に関しては、「PC desk (DL版)」で確認をお願いします。

9. プレビュー画面を表示します。

前頁

前のプレビューを表示します。

次頁

次のプレビューを表示します。

印刷

現在表示している帳表を印刷します。

連続印刷

Windowsの「通常使うプリンタ」から全プレビューを印刷します。

終了

プレビューを終了します。

その他のお知らせの確認方法

メッセージボックスに送信されたプレ申告以外の「お知らせ」等を表示します。

1. 前頁 8. の画面で

添付ファイルダウンロード をクリックして保存します。

2. [メッセージボックス]タブの **プレビュー表示** をクリックします。

3. 左図の画面が表示されたら、ファイルを選択して、**開く** をクリックします。

4. プレビュー画面を表示します。

※内容が表示されないものに関しては「PCdesk(DL版)」で確認をお願いします。
操作方法はeLtaxホームページをご参照ください。